

令和8年度第2回
札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会

議 事 録

日 時：2026年7月14日（火）午後1時30分開会
場 所：札幌市保健所（WEST19） 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（布施事業計画担当係長） 皆様、お疲れさまです。

開会に先立ちまして、委員の皆様にごあいさついたします。

本日は、オンラインでご出席いただいている方がいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手、あるいは、ご発言によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますよう、お願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名のっていただき、発言内容が分かるよう、ゆっくりお話しください。

発言の中で分からない言葉などがございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

また、前回に引き続き、主に知的障がいのある方に対する取組といたしまして、3色カードを使用いたします。本日は、原田委員の手元に置かせていただいておりますけれども、青色は、同意します、分かりますという意味です。黄色は、もう少しゆっくり分かりやすく話してくださいという意味です。赤色は、難しい言葉があつて分かりません、ストップしてくださいという意味になります。部会の進行に当たりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日は、議事録作成のため、有限会社札幌速記事務所の方が参加しております。議事録作成のために録音等をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

また、本日は、会場参集で出席いただいております皆様のご座席につきましては、会場が前回とは変わっておりますけれども、分かりやすさという面で前回に準じた座席配置とさせていただきますので、ご了承ください。

事務局からは以上となります。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、定刻になりましたので、令和8年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を開催いたします。

本日は、皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長をしております菅野と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議時間は、13時半から16時まで、およそ2時間半程度を予定しておりますが、議事の進行状況により前後することも予想されます。皆様におかれましては、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、出席状況ということで、お配りしております次第の裏面に名簿をご用意させていただいております。委員は13名の方がいらっしゃいますが、本日は、2番の石橋委員と5番の近藤委員のお二人からご欠席というご連絡をいただいております。

オンラインでは、3番の石山委員がご出席されております。

会場参集が10名、オンライン1名、13名中11名の方にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

私の隣は、障がい福祉課長の菊田です。

自立支援担当課長の森本です。

その他関係職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎資料の確認

○事務局（菅野企画調整担当課長） 続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

次第にお配りした資料の一覧を記載しておりますが、本日は、資料1-1から資料3-2までをご用意させていただいております。

お手元がないなどがございましたら、お知らせいただければと思います。

また、本日の会議とは直接関係はありませんが、原田委員から資料の提供がございました。

1枚物の紙になっております。

この件について、原田委員から補足などはございませんか。

○原田委員 「津久井やまゆり園事件をわすれない」集会が7月26日にあります。それは、

19人の命を忘れないという集会です。それには、会場で動画も流れます。それには、ちゃんと当事者の声も入っています。ぜひ参加できたら参加してほしいと思っています。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、会議を進めさせていただきたいと思いますが、次第に記載のとおり、本日の議題を3点ほど用意させていただいております。第1回に引き続き、ボリュームもありますが、よろしくお願いいたします。

次回、8月に予定しています3回目の部会では、計画の素案全体のご確認を予定しているところでございます。計画策定スケジュールの都合で大変恐縮ではございますが、本日の議題に関することは、できる限り本日の会議の中でご意見等を頂戴できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、浅香部会長にお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○浅香部会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

それでは、これから進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、会議の進め方について、もう一度確認をいたします。

冒頭に事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話をさせていただきたいと思います。

また、3色カードの使用はもちろんのこと、発言の中で分からないことなどがありましたら遠慮なくお申し出ください。

3回を予定しておりますこの会議は、今日が2回目で、次回は、おおむねコンクリートしたもので議論したいと思っています。今日の会議が大事な時間になりますので、皆さんから活発な意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の成果目標（案）につきまして、資料1に基づいて事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、事務局から説明させていただきます。

資料1-1、資料1-2を続けてご説明させていただきたいと思います。

まず、資料1-1ですが、成果目標（案）に関するご意見等と回答という資料になります。

前回、第1回の検討部会の際に皆様からいただきましたご意見やご質問等について、事務局の回答を作成させていただいておりますので、ご説明させていただきます。

お忙しい中、ご意見などを頂戴いたしまして、ありがとうございます。

全てを説明することは、時間の関係で省略させていただきまして、主に成果目標の設定に関する項目を抜粋して説明させていただきたいと思います。

左側に番号を振っているのですが、ページをめくりまして、2ページの下の方の3番目です。

成果目標②の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、障がい者福祉計画で定める項目のため設定しないとされている項目について、有識者による検討会を設置していることや地域包括ケアシステム推進の意識を高めていく上でも、成果目標を検討してほしいというご意見がございました。

これにつきましては、札幌市の精神科病院には、ほかの自治体の入院者の方も多く、相当数が含まれているなど、広域的に北海道が成果目標を設定する項目と認識しておりまして、市としての目標設定はしておりませんが、地域包括ケアシステム構築に向けた取組というのがプラン自体にも取組として掲げていることで、重要なことだと認識しておりますので、引き続きシステム構築の検討を行うほか、取組を着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ページが飛びまして、6ページと7ページの7番と8番です。

成果目標④-5の障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保に関して、国が示す成果目標は達成済みであるということだが、相談支援体制整備が推進されているとはいい難く、より一層推進していくためにも成果目標設定をすべきではないかというようなご意見がございました。

これにつきましては、今回、望まないセルフプランをゼロにするという成果目標を掲げさせていただきたいと考えておりました、それに相談支援事業の充実に関する取組をひもづけて進めていきたいと考えております。

この後の説明で取組一覧の資料もご用意しているのですが、そういった中で相談支援事業の充実を重点的な取組として掲げさせていただきたいと思っております。

このため、新たな成果目標ということで設定はいたしません、今回、中間改定ということで、全面改定時等の成果目標設定も視野に入れながら、引き続き議論を進めさせていただければと考えております。

続きまして、7ページ目の下の9番です。

成果目標④－6の強度行動障がい児の支援への体制整備に関して、成果目標⑤成人への支援と一くりに提案していたのですが、児童と成人は異なり、発達の観点で支援を捉える必要性が高いので、児者を分けて考えることが必要である。特に、強度行動障がい児の支援は家族支援が重要で、別に目標を設定することが必要ではないかというご意見でございました。

これに関しては、ご指摘いただいたとおり、強度行動障がい児への支援というところで個別に成果目標を設定するという形で修正させていただきたいと考えております。

続いて、9ページ目の一番下から次のページにつながる部分の12番です。

成果目標⑥の相談支援体制の充実・強化等に関して、望まないセルフプランをゼロにするという目標設定に当たり、現在の重層的な相談支援体制は重複する部分も多く、それぞれの役割を整理、明確化する必要がある、相談支援体制整備に関する成果目標も検討してほしいという意見でございました。

相談支援体制の運用の見直し及び具体的な体制整備の在り方というのは、相談支援部会とも連携しながら検討を重ねていく必要があると思いますし、今も進めていただいているところかと思えます。

先ほどもご説明させていただいたのですが、望まないセルフプランをゼロにするという成果目標に相談支援の充実という取組を関連取組としてひもづけまして、取組自体は、着実に進めてまいりたいと考えておりました、今回の成果目標ということでの設定は見送らせていただきたいのですが、全面改定時の成果目標設定も視野に入れながら、引き続き議論させていただければと考えております。

そして、12ページ目の一番下の15番です。

成果目標⑨の障がいのある人に対する理解促進に関して、障がい者スポーツセンターについての取組も進んでいて、障がいがある人のスポーツ参加の場に関する理解なども目標としていけないかというようなご意見でございました。

これにつきましては、障がい者スポーツの理解促進や機会の創出について、第2期札幌市スポーツ推進計画で、その成果目標の一つとして障がいのある方のスポーツ実施率というものを掲げております。こちらに関しては、そのスポーツ推進計画と密接に連携しながら、障がいのある方のスポーツ参加の場に関する理解促進の視点も踏まえた上で、当プランにおける関係施策の取組を推進してまいりたいと考えております。

絞って説明させていただきましたので、その他の項目に関しては、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料1－2の国の基本施策に基づく成果目標・札幌市の成果目標一覧ということで、前回お配りしてご確認いただいていた資料から、ただいま説明した修正箇所などを踏まえた上で、改めてお配りさせていただいているものでございます。

資料1－2の右側、黄色く塗られて赤字になっているところがあると思いますが、そちらが前回から修正した箇所になります。

まず、ご覧いただいている資料1－2の1ページの成果目標①の施設入所者の地域生活への移行の福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標について及び施設入所者数の削減に関する目標についてでございます。

赤字で1,816人と記載している部分ですが、この施設入所者の算定の元になる実績値に修正が発生しまして、改めて算定させていただいたところ、ベースとなる2026年3月31日時点の施設入所者を1,820人から4名減らして1,816名へと変更させていただいて

おります。

なお、この変更に伴いまして、当初算出していた目標値の変更というのは発生しておりません。

続きまして、4ページ目に移ります。

黄色く塗られている成果目標④の障がい児支援の提供体制の整備等の4の障害児入所施設からの円滑な移行調整でございます。

前回の会議で示した案では、現行のプランで設定している成果目標から少し内容を変更した形で記載させていただいておりました。しかしながら、現行の成果目標として設定している移行調整に係る協議の場の設置そのものがまだ進んでいない状況にございまして、そのためには、まずはこの取組を確実に推進するために現行の成果目標を引き続き継続し、移行調整の協議の場を設置するということで、引き続き文言を同じ形にそろえさせていただいております。

続きまして、5ページ目の右上の成果目標④の6の強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制整備についてでございます。

こちらは、先ほど説明させていただきましたが、児者を一括して目標設定する案を提示していたのですが、児童と成人はそれぞれ区分したほうが良いというところで、新たに区分して修正をさせていただいております。

最後、一番下の黄色い部分は、「強度行動障がいを有する方への支援」の「方」を文言修正ということで、簡易修正をさせていただいているところでございます。

修正等を含め、説明は以上になります。

○浅香部会長 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、各委員からご質問等があればお願いしたいと思います。

特に、資料1-1では、前回たくさんの方からご意見をいただいております、札幌市の回答はこのような記載になっています。意見を出された方、このような回答でいいでしょうか。

○河内委員 障がい児入所施設の円滑な移行調整について、国からもそういう提示があるので、全体協議の場の設置を早急にしていただくといいのかなと思います。これは、当初、2026年度末というところでしたけれども、今年度に協議の場を立ち上げるということはなかなか難しいものである感じでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ちなみに、今お話ししていただいているのは、4ページの6番と書かれているところでしょうか。

○河内委員 4ページの④-4の障がい児入所施設からの円滑な移行調整です。

○事務局（森本自立支援担当課長） 自立支援担当課長の森本でございます。お世話になっております。

これは、もともとの書きぶりが少し婉曲になっていたと思うのですがけれども、第1回のこの計画検討部会で河内委員からご指摘をいただきまして、やはりしっかり設置を目指そうということで、現プランでは分かりやすい書きぶりに変更しております。

今年度中に、正式な移行調整の会議の前に一度、関係の皆様方のご協力をいただきながら意見交換の場を設けたいと考えております。

○河内委員 意見交換をしっかりやりながら移行調整の協議の場の設置を目指していったほしいと思ったので、よかったです。

あとは、必要に応じてというところを削っていただいて、ありがとうございます。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○時崎委員 資料1-2の4ページ目の重症心身障がい児・医療的ケア児への支援についての拡充の文章の中でお聞きしたいことがあります。

この中に、「医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする」とありますが、この「医療的ケア児等」という言葉が上から4行目と下から2行目に二つ出ています。今日、衆議院本会議の中でも医療的ケア児支援法の改定の話合いがされていると思うのですがけれども、その中で取り上げられているように、この「等」というのは、医療的ケア児者及び重症心身障がい者を表しているものと解釈してよろしいでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 今お話のあったところですが、国の指針で示されている

成果目標での記載になりますので、ご指摘のとおり、改正法に合わせた整理というところで、医ケア児だけではなく、ほかの重症心身障がいの方や18歳の壁と呼ばれている壁をなくしましょうというような趣旨かと思しますので、対象者が広がっているという認識でございます。○時崎委員 それはとても喜ばしいことで、確認させていただいてよかったです。どうもありがとうございます。

○浅香部会長 私は、今の話がまだぴんとこないのだけれども、本当は「等」のところを該当するものにきちんと分けて、羅列して書いたほうがいいのでしょうか。

○時崎委員 本当はそうですね。

○浅香部会長 「等」については、この委員の中の議論では分かるだろうけれども、第三者が見たらどこまでの範囲が等なのだろうかと分からなくなってしまう。

○時崎委員 今までは、「等」の解釈が結構ばらばらで、今はっきりと医ケア児者と重症心身障がい者ということで説明していただいたので、本当によかったのです。以前は、この医ケア児等は、医ケア児と重症心身障がい児だけしか含まないという定義の記載もあったのです。それで、今日、国会でも医療的ケア児支援法の改正に向けて話合いがされていると思うのですけれども、そこでは、医ケア児者及び重症心身障がい者ということで定義づけられたので、それを札幌市でも反映してくれているということで、よかったのですが、本当に分かりづらいのです。

○浅香部会長 分かります。

それで、「等」について、今、時崎委員がおっしゃったように、きちんと医ケア児者と重症心身障がい者というように、ちゃんと文言にしたほうがいいのではないかと思ったのです。

○事務局（菅野企画調整担当課長） まだ説明していないのですが、本日、資料3-1をお配りしておりまして、こちらは、プランに載っている基本施策ごとの現状認識というものを一覧にしたものになっております。これも、つくったときから状況が変わっている文言を変えていくということで、主に法改正などがあったものの更新をしていくことを考えております。

今お話のあった医ケア児の関係は、17ページの現状認識というところで、法改正がございましたと修正して記載しようと考えているところです。

ただ、その中で、今、具体的にお話のあった「等」が何かというのがまだ分からない状況ですから、例えば、こういう文言で、「等」が分かるように工夫するなどのやり方もあるかと思しますので、より皆様には分かりやすいように工夫してまいりたいと考えております。

○時崎委員 もし、文章が長くなるようであれば、注釈や米印を書いて、「等」はこういう方を対象としますと書いてあると助かるかと思します。

○事務局（菅野企画調整担当課長） やり方は検討させていただきますが、分かりやすいようにということで工夫させていただきたいと思します。

○浅香部会長 よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○平方委員 資料1-2の国の基本指針に基づく成果目標・札幌市の成果目標一覧（修正版）の2ページ目の福祉施設から一般就労への移行等の継続の2番目の就労移行支援事業を令和11年度中に令和6年度実績の1.14倍以上とすることを基本とするということで、国が成果目標として設定していると思します。

これは、意見というより要望というところで、札幌市は、実際にこの国の基準の1.14倍により近い倍率で設定していただけると、特に、見せていただいた中で、就労移行支援事業ではなくて就労継続支援A型やB型は、おおむね順調に計画どおりに進んでいるところですが、就労移行支援事業の数値が計画どおりになかなか進んでいない印象を受けておりました。それで、右側が全て検討中となっておりますので、ぜひ就労移行支援事業では、国に近い倍率で設定していただければと思っておりました。

その理由としましては、皆さんもご存じのとおり、今年7月から障がいのある方の雇用率が上がりましたよね。民間では2.7%、それから、教育委員会では2.9%、都道府県、国では3%となっております。また、国の雇用促進法等でも、数年後に雇用率の改正の法案があるかと思します。そうなってくると、民間などでも3%に上がるのではないかといううわさにはなっているのですが、そういったところを含めて、障がいのある方たちの雇用に関する間口

が広がってくれたらと思っております。

ただ、課題も多くあって、実際に障がい者雇用率が上がったとしても、受け入れる側の企業の質などがなかなか整っていない状況で、実際に求人を出しても、入ってから何をしたらいいだろうか、何をさせたらいいだろうかというようなこともあったりするので、受け入れる側の体制にもよるのですが、この数値目標としては、札幌市としても国の基準に沿った形で少し上げていただけるといいのかなと思いました。

○浅香部会長 事務局、少しでも高い数値設定をしてほしいというお話をいただきましたが、いかがでしょうか。

○事務局（森本自立支援担当課長） いただいたご意見を踏まえながら、今後、具体的な数値を検討していきたいと思っております。

○浅香部会長 2021年の数字を引用するというので、とびきりコロナ禍真ただ中の数字だと思うのだけれども、コロナの前の数字というのは幾つぐらいですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） すみません、数字がすぐに出ません。

○事務局（布施事業計画担当係長） コロナ禍前の就労移行支援事業の一般就労に移行する者の数ですけれども、コロナ前となりますと、9年前に立てられたさっぽろ障がい者プラン2018に定めている成果目標がどうだったかというところかと思っております。当時も福祉施設から一般就労への移行という成果目標は立てられてはいるのですが、この時点では、就労移行支援事業に関する目標が立てられていませんので、今お答えするのは難しい状況でございます。

○浅香部会長 改定は6年ごとだから、その次の2024年に全改定になったと思うのだけれども、そのときはこの数字はなかったのですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 数字を分析しまして、分かりましたらご報告させていただきます。

○浅香部会長 分かりました。

国と札幌市の目標数値が乖離し過ぎているかなと思いますし、重要なことだと思いますので、調べて、次の会議というよりは、もしできるのであれば、事前に各委員に回してください。次の会議でまたこれが議論的になってしまうと時間も取られると思いますので、事前に各委員にお知らせしていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、次に進めさせていただいて、また何かあればお話ししていただきたいと思っております。

続きまして、議題2の審議事項2のサービス量見込み（案）についてです。

資料2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菅野企画調整担当課長） それでは、事務局から資料2に基づいて説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。

障がい福祉サービスと地域生活支援事業の次の計画期間の見込み量の案となります。

本資料には、障がい福祉計画（第6期）、障がい児福祉計画（第2期）の実績としてオレンジ色の部分、現行の第7期、第3期の実績と令和8年度の見込みとして青色の部分、そして、右側に第8期、第4期の計画の値ということで緑色の部分、この三つを記載させていただいております。

各項目の詳細な積算方法の説明等は、時間の都合上、説明を控えさせていただきますが、基本的には、直近3年間の実績をベースに、実態に即した形で今後の見込み量を試算しております。

また、主に障がい福祉サービスの項目になりますが、計画値が調整中となっているものがございます。こちらは、国の基本方針や報酬改定の動向、札幌市の状況を踏まえて、現在精査中でございます。今回お示しできていない項目については、次回の検討部会でご提示させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

資料の色分けとしまして、左のサービス種別に黄色く網かけしている項目が新規項目になり

ます。

次に、4ページをご覧ください。

サービス種別に、オレンジ色と青色の網かけをしているところがございます。こちらは、サービスの内容に設定する項目に変更が生じたため、上段と下段という形で二つに分けて掲載しているものになっております。

資料の説明については、以上とさせていただきます。

○浅香部会長 それでは、ただいまの説明に対しまして、各委員からご質問をよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（森本自立支援担当課長） 資料2のサービス種別ごとの令和9年度、令和10年度、令和11年度の数字につきまして補足をさせていただきます。

現行計画では、令和6年度、令和7年度、令和8年度分を令和5年度に本部会の皆様に検討していただきましたので、平成27年から前年度の令和4年度までの長期トレンドを主に使って数字を推計していました。

ただ、報酬改定が3年に1回ございますし、単純に長期の傾向だけで伸ばしていくと、実態と乖離した非常に大きな数字になってしまうサービス種別もあります。この分野は報酬改定で近年大きな変更がございますので、今回は10年間の長期のトレンドと直近3年間の短期のトレンドの両方を加味した数字で推計しております。具体的に言うと、平成27年度から令和7年度までの10年間と令和4年度から令和7年度までの直近の3年間、両方の傾向を加味して数字を出しています。

この出し方でも適切な数字にならないもの、例えば急増している自立訓練系などは、逆に、長期のトレンドではなくて、直近の3年間の動向から推計しております。

また、数字の小さいものやマイナスになってしまうものについては、サービス量を維持するため、同じ数字を引き続き置いているものもございます。

この考え方により、基本的には、これまでの数字よりも、より実態に合った推計になっているのではないかと考えております。

また、調整中のところは、先ほどご説明したとおり、今後、国から通知が出てきます。国から通知が出てこないにつくれない数字で、国が8月上旬を目途に通知をしていくことになっておりますので、次回に間に合うかどうか危惧しております。今回臨時応急的な見直しが入った就労系サービスや児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助などは、本来、令和9年度の報酬改定でどのようになるのかもある程度分かった上で数字を推計したほうがいいのですけれども、今回の改定スケジュール上、難しさもあります。我々も国からの通知も待ちつつ、出せるものを出していきますが、場合によっては、国の報酬改定の状況が見えたところで一部直さなければならないところも出てくるのかなということを所管としては考えているところでございます。

補足については、以上です。

○浅香部会長 揚げ足を取るような質問なのだけでも、3ページの左側の一番下段に、にも包括と書いてあるのだけでも、これは何のことですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） これは、「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」です。通常、地域包括ケアというと高齢者の分野ですけれども、国の障がい分野のほうで、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを略して、にも包括という言葉を使っております。

○浅香部会長 初めて聞きました。

ほかにいかがでしょうか。

○高張委員 計画の読み解き方に関連するのかもしれないのですが、今出てきたにも包括に関連する部分で、地域移行支援の令和7年度の実績が28人で、地域定着支援が47人となっていますけれども、それ以降の計画の数値が減っておりまして、このあたりは、どのような意味合いかなというところですね。前回、意見させていただいたところでもあるのですけれども、政令市最多という規模の精神科病床を抱える札幌でありますので、特にこのあたりを重点的に取り組まなければいけないところかなと考えております。

精神科及びそのスタッフの皆さんも、地域移行支援のシステムやサービスのメリットなどが

よく分からないというだけではなくて、地域移行支援というサービスがあることさえよく分からない、精神科にお勤めしながらもそういうスタッフの方がかなりいるという情報を耳にしています。地域移行を人権に絡めて正しく理解していくためには、やはり政策による方向づけをしていただくことは、現場の意識づけというところでは非常に大事ななことかと思っておりますので、どういう形で減っているのかが気になったのが一つです。

このにも包括の地域移行支援の数値のほか、相談にも地域移行支援、地域定着支援ということで数値が設定されているのですけれども、この相談の地域移行支援、地域定着支援と、にも包括の地域移行支援、地域定着支援の関係性はどのような形でしょうか。精神障がい目標値がにも包括の中の数値だとすると、精神障がい以外の方の地域移行支援、地域定着支援は、にも包括から引いた数値がこの相談の地域移行支援、地域定着支援の数値なのか。そうだとしたら、本当に年間で僅かな件数になるかと思うのですけれども、そのあたりの解釈を教えてください。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 最初にお話のあったにも包括の地域移行支援、地域定着支援の数字でございますが、考え方としては、まず、見込み数を算出した上で、この精神障がい者の前2年の平均割合を乗じて算出した数をどちらも設定しているところでございました。ですから、スタートの数字が低いというご指摘かとは思いますが、まずは実数に即したところからスタートしたいというところで数字を設定させていただいて、前2年の平均割合というところで増加を目指す、ほぼ横ばいという形にはなりますが、そういった算出をさせていただいているところでございます。

相談支援の移行定着支援の算出方法としましては、過去5年の実績の平均で算出しています。これも実態に合わせた現実的な数字というところで設定をさせていただいておりますが、お話のあったとおり、制度の周知などはまだまだ足りないと思っておりますので、引き続き、皆さんに知っていただけるような取組を進めていきたいと思っております。

○浅香部会長 2ページの相談の地域移行支援の数字には、にも包括の数字は入っていないということですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 細かい資料がないので、確認させてください。

○浅香部会長 例えば、にも包括の令和7年度の計画が20人で実績が28人だけれども、相談の令和7年度の地域移行支援の計画が25人で実績が29人だから、精神障がい以外の障がい者は、実績では1人しか増えていないということですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 詳しい数字を押さえてはいないのですが、私の認識では、この地域移行支援などは、精神障がいの方が主に使われているので、実際、それ以外の方が使われているのは少ないというところでは、そのとおりだと思います。

○浅香部会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○那須委員 資料2の2ページの相談の計画相談支援で、令和11年まで全部に計画の数字が入っているのですけれども、これはセルフプランゼロを踏まえての数字と考えていいのでしょうか。ただ、この数字だと、多分、単純に今まで増えている分が増えているような数字なので、もしゼロにするということになれば、これにプラスアルファでないとゼロにはなっていないのではないかと思ったのです。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ご指摘のありましたとおり、計画相談支援の成果目標をゼロにするという目標の達成は、なかなか難しいという状況かと思えます。ゼロを目指す掲げていますけれども、やはり現実的には、完全にゼロにするのは難しいというところもございますので、一旦、この計画上は、あくまでも実績を前提とした計算ということで、増えている形にはなりますが、そういった数字で設定させていただいております。

○那須委員 今まで思っていたことというか、使う側から思うと、見込みと計画は違うのではないかと数字を見ながらいつも思っていました。やはり居宅介護や行動援護などは、使いたくても使えないような方がたくさんいて、そういう方が使えるような数字を出してくれるのが計画や目標だと思って私たちは見ているのですけれども、毎回この数字を見ると、計画と言いながら、このままいけばこのぐらい伸びるからこの数字という見込みが入っているのです。それが、どうしても毎回毎回見て納得がいけないなとずっと思っていました。

今日も、同じお母さんとお話ししていたのですが、無理でもいいから思い切って夢のある数字を出してほしいという方がいらっしまったのです。そういう大きな目標を立ててくれて、できなくてもそれはもうしょうがないと私たちは思えるのだけれども、前から小さな目標をかけられると、利用する側としては、それだけで寂しいないつも思っているということで、お願いしたいと思います。

○事務局（菅野企画調整担当課長） ご意見のとおり、高い目標を掲げるということも大変重要だと思っております。いろいろな考え方がある中で、高い目標を掲げるというところと、実際の状況に応じた見込みと、現実に応じた部分も、我々市としては、達成に向けて必要ではないかということで、一旦、このような数字を掲げさせていただいております。

皆さんに使っていただけるようにという気持ちは、もちろん同じ考えでございますので、その辺は、ご了承いただければと思います。

○浅香部会長 私も項目によっては高い目標を設定してくれと、前回のときも、3年前も、6年前も、声高らかに言ったのですけれども、やはり現実にそぐわないとなかなか議会に通らないと言われました。極端な話ですが、できるだけ本当に夢のあるようなというか、現実プラスアルファでお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

○河内委員 那須委員がおっしゃるとおり、僕もすごく思っていました。もしかすると、相談支援のところは、最終的に理想的にゼロにするために数字をだんだん上げていくという通過点であるという説明があるといいのかなと思いました。よくある令和何年までにゼロにするためののだらかというか、今はそういう曲線の途中であるという見通しを当事者の方々に持っていていただくということは、すごく大切なことかなと思っていました。

僕が聞いたかったのは、2ページ目の医療型児童発達支援で、この医療型児童発達支援の利用児童数というのは、いわゆる札幌市内にある医療型児童発達支援センターの数字ということですか。

○事務局（仲上給付管理係長） 給付管理係長の仲上です。

これは、法改正によって、法的には、医療型児童発達支援が児童発達支援の中に入る経過措置がちょうど令和8年度で終わるので、それでゼロになっているということで、令和9年度以降は、完全に児童発達支援の中に含まれていると思っていただいても大丈夫です。

○河内委員 それは存じているのですけれども、この医療型児童発達支援のこれまでのカウントというのは、センター型の話ですか、医療型児童発達支援は事業所もあるのですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） たしか数事業所です。医療型児童発達支援として指定を受けていて、それが今回の法改正によってということですから、もともとはそれほど多いものではないと思います。

○河内委員 分かりました。

医療型で指定を受けているセンターと事業所と、児童発達支援に入っているのは、いわゆるセンター型と事業所、医療型以外のものが入っているという認識でいいのですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） その前段の医療型児童発達支援の事業所数が手元にございまして、令和6年4月までは3事業所あったのですけれども、令和7年4月以降はゼロになっておりました。

○河内委員 医療型児童発達支援の児童数は、どういう事業種別のところなのか、僕は整肢園などのセンターの話の思い浮かべていたのです。

○事務局（森本自立支援担当課長） それでいいと思います。

○河内委員 もう一つ、4ページの相談支援の青色で、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施というものがカウントされていて、令和9年度からは、この下のほうの意味合いでカウントされるという感じですか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） おっしゃるとおりです。

○河内委員 分かりました。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○高張委員 移動支援についてです。

移動支援について、相談支援部会の中でもかなり話題になっておりまして、やはり支給決定

がなされるけれども、事業所につながるということが困難だということ、サービスの実情をお伝えできればと思います。

支給決定量に実利用が全く追いついていないというところで、直近1年間の支給決定者数に占める移動支援費の請求件数の割合が50%を切っているというデータもあります。特に、移動支援の身体介護なしで支給決定された場合と、通学利用の場合に顕著かなと考えておまして、食事と排せつの自立度によって、身体介護がありかなしかに分かれるのですけれども、身体介護なしで決定された場合、報酬単価の兼ね合いから、事業所探しの段階で身体介護なしと言うと、かなりの確率でこちらでは対応は無理ですという形になってしまうという実情があると思います。

ただ、実際のところ、1人で外出できない理由、事情は様々あるかなと思っておりまして、全身の震えというか、ふらつきで転倒のリスクがある場合やパニックやてんかんがあつて1人で公共交通に乗るのはかなり不安であつたり、1人で外出すると道路に飛び出してしまうなど、多様な困難さがあると思うのですけれども、そうした方々が、報酬単価など、そのサービス提供システムの問題で外出を諦めざるを得ないというところが実態としてあるかなと考えております。

通学利用に関しましても、早朝かつ短時間というサービスの性質もあるかと思うのですけれども、対応する事業所が見つからなくて教育を受ける権利を守っていけるのかというところに懸念を抱かざるを得ないという事情もあります。

○原田委員 今、どこのことを言っているのか分かりませんでした。もう少しゆっくりお願いします。

○高張委員 分かりました。

5ページの移動支援サービスについてお話ししております。

障がいのサービスは、利用できる、利用できないという2分類ではなくて、障がい状態もいろいろなグラデーションがありますので、そのグラデーションに沿って生活に必要な水準でサービスを利用できるというのが障がい福祉サービスの在り方かなと考えているのですけれども、結果として、移動支援に関しましては、身体介護ありかなしかというところでサービス利用状況が大きく大別されてしまうということは、あまり好ましくない状況ではないかと考えています。

ほかの政令指定都市の中には、身体介護ありなしという区別をなくして、そこで報酬単価の差がないようにということをやっている自治体もあると聞いております。ともかく、地域の障がい当事者の方が外出することによって活動と参加の機会が守られるような利用しやすいサービス設計をお願いしていきたいというところで、相談支援部会からの意見でした。

○浅香部会長 行政から、今のことに對して何かコメントはありますか。

○事務局（仲上給付管理係長） おっしゃるとおり、移動支援については、都市によっても取扱いや単価の違いはあると思いますので、我々も他都市の事例等も調査研究しながら、今後の在り方について検討させていただきたいと思います。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○高杉委員 質問ですけれども、1ページ目、2ページ目の各サービスの令和9年度以降の計画について、調整中とされているところに関しては、先ほど、来年度の報酬改定を見越して、まだ厚労省のほうから方向性が示されていないためということで理解できたのですが、同じ障がい福祉サービスの中でも、実数が入れているサービスもあつて、例えば自立生活援助であれば令和9年度以降の計画についても実数が入っています。調整中とされているところと実数が入っているところの表はどのような見方をすればよろしいでしょうか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 調整中で具体的な数字が入っていないところと既に入っているところの違いについて、理由を聞いていらっしゃるということですか。

○高杉委員 恐らく、来年度の報酬改定では、全ての障がい福祉サービスが対象になってくると思うのです。

○事務局（森本自立支援担当課長） 私から最初にお伝えしたとおり、この調整中のところは、国が各市町村の障がい福祉計画をつくる上での上限を示してくると言われているサービスを調整中にしております。これまでは、そういうものがなかったので、各市町村の計画は、基

本的には伸び率でつくっていたのですが、例えば就労継続支援B型はかなり急増しているので、そのまま平均だけで伸ばしていくと、就労継続支援B型が実態と大きく乖離した数字になってしまいます。これは、全国的に同様の状況になっていて、特に総量規制の対象になる就労継続支援B型や児童発達支援、放課後等デイサービス、共同生活援助などについては、国が今後その伸び率の上限を示してくると言われているので、それを見ないとなかなか推計値が出せないということで、基本、その部分は調整中になっています。

国がそういうルールを課してこないであろうサービスについては、札幌市の実績として、先ほど申し上げたとおり、私の所管のサービスについては、基本的に10年間で3年間の長期と短期のトレンドで伸び率を推計して、本日の部会に間に合うように実数を入れたという形です。

○高杉委員 総量規制の対象になる可能性があるものとそうではないものという見方ですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 大まかに言うとそうなります。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 3ページ目の一番上の今回新たに入ったという高次脳機能障害の支援に関しての一番下の高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数というところで、令和9年度以降は各1回となっているのですが、これは現在もされていると思うのですが、1回ぐらいということでしょうか。もう少しあってもいいのかなと率直に思ったのです。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 昨年12月、高次脳機能障害者支援法という法律が議員立法によって、あまり情報がないところで成立しました。それで、今年4月から施行されまして、今年度中に各都道府県と政令市に高次脳機能障がい者支援センターを設置せよという法律になっております。

それで、札幌市としては、一応、2か所ぐらいつくりたいと思っておりますことと、何せ、去年12月に法律で決まって、今年4月からやりなさいという法律なものですから、大変低い目標で大変申し訳ございませんが、取りあえず1回ということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

先ほども言ったとおり、取りあえず令和8年度予算はゼロでございます。ですから、どういう形で目標を達成するのかといいますと、センターは今年度中に設置しなければならないので、多分、3月31日設置でお金の支出はなく、4月1日から令和9年度予算としてお金が発生します。令和9年度1回になっていますけれども、関係者と定期的に意見交換もしておりますので、目標以上に検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○鈴木委員 私どものところでも、難病を抱えてこの高次脳機能障がいでご苦労されている方からのご相談があったり、支援団体に内部の研修会で高次脳機能障がいはこういうものだよというお話をしていただいたこともあって、いろいろ事情が分かって大変勉強になったものですから、お金の関係などの事情が分かりましたが、今後、ぜひ啓発の機会が増えていくことを願っています。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 1ページの就労関係ですけれども、過去には、まずは就労移行支援ができて、その次に定着支援ができて、次は、昨年、就労選択支援という支援が徐々にできてきたのですが、まずは、就労定着支援が3年という期限つきで、私は、ここが伸びないのかなと思っていたのです。どうも情報がないのですが、その前に就労選択支援ができてきて、それは、今後、就労移行支援事業所が担うのか、その辺の具体的なものは出てきているのでしょうか。

○事務局（森本自立支援担当課長） 就労移行支援が何を担うのかというご質問ですか。

○長田委員 就労選択支援です。その辺の兼ね合いというか、担っていくのか、それとも全く別ものなのか、事業所としてどのようにすみ分けするのかというところです。

○事務局（森本自立支援担当課長） 基本的には、就労選択支援と就労移行支援はすみ分けをして、期待されている機能も違います。

就労選択支援は、法改正で令和7年10月に新設されたサービスで、今は、就労継続支援B型を新規で利用するときに原則利用することになっておりますが、令和9年4月には、就労継続支援A型を使う場合なども原則利用になるということで、就労選択支援については、国で段

階的に対象を広げていくことが決定しています。

これには全国的な課題もあります。今、札幌市内には、札幌市独自の上乗せ基準をクリアした就労選択支援事業所が13か所あります。ところが、北海道内においても、例えば隣の小樽では一か所もないなど、かなり地域差があり、全国を見ても就労選択支援事業所のない地域があります。そこはどうなっているかという、就労移行支援が、いわゆる就労アセスをしています。直B問題と言われますけれども、特別支援学校でのアセスメントを移行支援がしています。今後は、それを国が基本的には就労選択支援のアセスメントにしていくのかどうか、移行支援の扱いを含めて令和9年の報酬改定でどうするか、今、まさに国で議論をしているところだと思います。基本的には、両者ともそれぞれの機能をすみ分けて発揮していくものと理解をしています。

前段でお話しされていた定着支援の3年縛りは、我々も課題として認識はしているのですが、まさに国の制度設計のところになりますので、我々も国の検討状況を注意深く見守っているという状況です。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○浅香部会長 なければ、また最後に全体的なことでも意見を言っていただければと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

続きまして、議題3の審議事項3の障がい者計画における各基本施策ごとの取組(案)についてです。

資料3-1、資料3-2に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(菅野企画調整担当課長) それでは、事務局からご説明させていただきます。

資料3-1、障がい者計画における各基本施策ごとの現状認識という縦判の資料をご覧ください。

2ページをご覧ください。

真ん中から下のほうに、障がい者プランの施策体系ということで図を掲載させていただいております。改めて構造の簡単なご説明をさせていただきたいと思います。

障がい者プランのうち、障がい者計画は、基本理念である障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を目指しまして、三つの基本目標、そこにぶら下がる10の基本施策で構成されているものになります。

各基本施策には、施策の柱として幾つかの分野に分けられた上で、施策を推進するための取組を設定させていただいております。

今回は、障がい者計画について、計画期間が2024年度から2029年度の6年でありますから、現在、皆様にご審議いただいておりますこのプランの改定版におきましても、引き続き現行の施策体系を継続させていただきます。

また、今回は、計画期間が3年の障がい福祉計画、障がい児福祉計画の改定ということで、これまでもご説明しました成果目標、サービス量見込みの見直しをメインとさせていただいております。

その他、全体を通して現状に合わせた内容に文言修正をいたしますが、基本施策には、現状認識という項目と障がい児者実態等調査結果を記載させていただいておりますので、プラン作成時のものから現状のものに合わせるという形での時点修正を行わせていただきます。

資料の3ページ以降に、各プランの基本施策ごとに掲載している現状認識と直近の障がい児者実態等調査結果を掲載しております。

現状認識ですが、先ほどもちらっと触れさせていただきましたが、直近の法改正の動きなどに合わせて必要な箇所を時点修正させていただいております。

例としまして、7ページをご覧ください。

基本施策3には、2025年に施行された手話施策推進法に関する内容を記載しております。

11ページの基本施策5には、2026年4月に施行された高次脳機能障害者支援法に関する内容を修正しております。

17ページの基本施策8には、医ケア児支援法の改正予定に関する内容ということで修正追記させていただいております。

内容については、別途ご覧いただければと思いますので、説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料3-2、横判の資料をご覧ください。

こちらが障がい者計画における各基本施策ごとの取組（案）ということで、一覧になっているものでございます。

取組内容につきましては、基本的には、現行のプランに記載されている取組を継続しているものがほとんどでございますが、状況の変化等を踏まえまして、一部内容の時点修正等をさせていただきます。

今回、追加予定の新規取組というところで、21ページ、111番の高次脳機能障がい者支援の強化及び体制構築としまして、新しくできた支援法を踏まえた支援の強化及び体制整備に向けた準備を行うとさせていただきます。

34ページ、185番のこどもホスピスづくりの活動支援は、さっぽろ子ども未来プランの掲載事業として本プランにも関係のある取組となっておりますが、重い病気や障がいのある子どもが安心して過ごすことができる居場所であります子どもホスピスの早期設立が実現するよう、市民に対し、子どもホスピスの意義を広め理解促進を図ることで、民間団体等が進める子どもホスピスづくりの活動を支援することとしております。

戻りまして、18ページ、97番の相談支援事業の充実としまして、資料の右端の重点取組に赤い文字で書かれておりますが、プランの各成果目標の達成に向けて今後特に力を入れていく取組を重点取組としております。

基本的には、重点取組も同じ取組ということで継続することとしておりますが、こちらの項目に関しましては、今回は、先ほど来、お話ししている望まないセルフプランの件数をゼロにするという目標を設定したいと考えておりますので、それにひもづく取組として、こちらを重点取組として設定したいと考えております。

ざっくりですが、資料の説明は以上になります。

○原田委員 休憩をお願いします。

○浅香部会長 それでは、3時5分まで休憩いたします。

[休 憩]

○浅香部会長 それでは、おそろいですので、再開したいと思います。

ただいまの資料3-1、資料3-2に対しまして、各委員からご質問等があればお願いしたいと思います。

○原田委員 資料3-2の31ページの166番の災害時についてですけれども、もし地震があったときはスマホやパソコンで情報をもらえますと書いてあるのですが、これがもし停電のときに、テレビも見られない、そうしたら、知的障がいを持っている人は、スマホのアプリができる人もいればできない人もいます。そういうときは、私は避難所に行きます。避難所に行くと、もし具合が悪くなったときや誰に相談できるのかも紙で貼ってくれたら見やすいし、漢字に振り仮名を振ってくれば分かりやすいので、そういうこともできたらいいなと思っています。

○事務局（菅野企画調整担当課長） おっしゃるとおりで、停電などで使えないとき、また、避難所に行ったときには、現場でもしっかり分かりやすいような表示が必要になると思います。緊急時、災害時だからこそ、そういったところに配慮するということが大切だと思いますので、いただいたご意見を参考に、引き続き取組を進めていきたいと思っています。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○河内委員 さっきの原田委員からのお話の166番の取組の概要についてです。

電子媒体が進んできてはいるのでしょうけれども、どうしても電子媒体を使えない方々がいるという事実もあるので、今の感じだと、分かる化、見える化、伝わりやすさというところの観点から、アナログ的な取組の具体的表記といいますか、それこそLINEやXと書いてある

ような形で、紙に見えるようになどの記載が、もし変更のときに追記できるのであればしたほうがいいのではないかと思います。

これは、165番に関するのか、166番に関することなのか、両方なのか、分からないですけれども、避難しなさいという提示もそうですが、避難所に行ってからいわゆる知的障がいや発達障がいを持っている方々が分かりやすいという部分では、明記するほうがいいのではないかと話を聞いていて思いました。

次に、質問ですが、資料3-2の33ページの177番の重症心身障がい児者等受入促進事業について、看護職員の人件費や機器の購入、設備改修費を補助するということですが、前回の会議で、重症心身障がい、医ケアを見ると言って、いわゆる選定制度に乗らないような形で事業所を立ち上げたときも、この事業のお金が使えものなのか、これは入ったお子さんの数によって発生するものなのか、そのあたりはどんな感じなのかをお聞きしたいと思いました。

○事務局（森本自立支援担当課長） 前段の発災時の避難所での分かりやすいアナログや紙の掲示なども書いたほうがいいのではないかについては、内部で検討させていただきます。

後段の33ページ、177番の重症心身障がい児者等受入促進事業は、いわゆる選定制度とは全く別の補助制度で、医療的ケアが必要な利用者を受け入れるために新たに看護職員を配置した場合に、イニシャルコストといいますか、1年目から3年目まで札幌市独自に人件費の一部を補助するなどの事業になっておりまして、別の枠組みというかリンクしていないものがあります。

○河内委員 そうすると、医ケアを受け入れる事業所を新規で立ち上げたときに、看護職員も配置するから3年目までは人件費補助の申請が可能であるということですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） そうですね。新規に立ち上がった医ケアを受け入れる事業所については対象になるかと思います。

○河内委員 その場合は、周知されていないか、福祉ビジネスなのか、よく分かりませんが、今、医ケアを受け入れていないけれども、医ケア、重症心身障がい児の事業所として立ち上がったところがありますよね。医ケアを取っていない、0人である、でも、看護職員は配置しているところにも、受けるけれども、どういう理由かは別として、看護職員の3年目までは人件費補助が出るということは、0人でも活用可能であるということですか。

○事務局（森本自立支援担当課長） そういった事業所は、補助は受けてはいないと思います。今、手元に詳細がないので、必要な情報はお調べして別途共有させていただきたいと思います。

○河内委員 受けようと頑張って、努力は目に見えないのだけれども、0人でも周知をしたり、どうにか来てくれと展開しているところであれば、こういう事業で使ってもいいのかなと思うのです。ずっと0人で、取りあえず立ち上げたという事業所には使ってほしくない事業だと僕の私情が入ってしまいました。

○事務局（森本自立支援担当課長） 前回の計画部会でもお伝えしましたが、札幌市のホームページでも医ケアを受け入れる前提で開設した事業所一覧を公表しまして、関係者にも私どもから周知をしているところですから、受入れ実績があるかどうかは、引き続きしっかり注視していきたいと思います。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 資料3-1の21ページ、基本施策10の文化芸術・スポーツの振興の2段目の真ん中辺に、また、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律云々とあります。視覚障がい者は目に障がいがあるということですが、視覚障がい者のみならず、視覚的に視力はあるけれども、脳の機能障がいによって読書環境に支障を来している、困難さを示しているという方たち、例えば、LDやディスレクシアと呼ばれる方、それから、今は、高次脳機能障がいによってそういう困難さが生まれたという方もおられると思うのです。3年前にここで申し上げたときに、等に入っていますと言われたのですけれども、やはりきちんと記載していただければ、より分かりやすくなるのではないかと思います。

ですから、読書バリアフリーは、視覚障がい者のみならず、脳の機能障がいによっても支障を来す方たちもいるということをやはり明記していただければありがたいと思います。

○事務局（菊田障がい福祉課長） この記載は、法律の名称そのものなので、それを変えて

記載するという事は厳しいのかなと思って聞いておりました。

ただ、そういった要望があったことにつきましては、内部で検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○長田委員 全国LD親の会もこの辺については要望書を出しているのです、なるべくよろしくお願いします。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

すごく単純な質問けれども、例えば資料3-1の6ページのバリアフリー環境の整備で、大体これに載っている基本施策の主な項目は実態等調査の結果で横線グラフに載っているのだけれども、この実態等調査は毎年やっているのですでしたか。

○事務局（布施事業計画担当係長） この実態等調査は3年に1回行っておりまして、今年がプランの改定年ですので、その前年度に行っています。直近は、2025年度に行ったものが最新となります。

○浅香部会長 せっかくここまで質問に答えてくれている中で、具体的な答えが大部分だと思うのですけれども、一例を挙げると、この上のほうのバリアフリー化が必要な施設で、「公共交通機関の駅や停留所、ターミナル等」と書いてあるのですけれども、回答者の答えの中に、例えば札幌市役所入り口などとしてあることはないのであるか。せっかくなので、どこの施設や場所の入り口が不便だというのが何かあればよりいいのになと感じたのです。

札幌市でも、入り口にスロープを設ける、車椅子等でも利用できるトイレをつくる、手すりを設けるなど、150万円で4分の3までの補助事業がありますが、毎年、申込件数が1件、2件しかないということで、せっかくいい予算を取っているが、活用されないもったいない事業もあるものだから、こういうところで回答の中身をもう少し工夫してやっていただければよかったかなと感じたのです。次回、3年後、実態等調査があれば、考えていただきたいと思います。

やはり、同じ障がい福祉課でやっているのです、あっちこっちの施策が合体すれば、もっといい環境整備ができると思ったので、一言、申し上げさせていただきました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 事業に関するご支援もいただきまして、ありがとうございます。

調査実態は、前回お配りしたかもしれませんが、こういう青い冊子にまとめさせていただいております。

プラン策定の都合上、同じような項目で質問をまとめて、状況が変わっているかどうかといった経年変化といった視点もありまして、なるべく同じ項目でというところはございますが、より具体的にどういったところに困っているといったご意見は聞けるように工夫しながらやっていきたいと思っています。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、この際ですので、最初の内容で言い忘れた、気づいたという点があれば、議題1、議題2、議題3を通してご意見をいただければと思います。

最初に、唯一、言葉を聞いていない石山委員、一言お願いします。

○石山委員 質問等はないのですけれども、せっかく立てた成果目標にできるだけ近づけたらいいのかなと思いました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 設定も大事ですが、それを着実に進めることも大事だと思っていますので、引き続き達成できるように取り組んでまいりたいと思います。

○浅香部会長 ほかにございませんか。

○河内委員 資料2にある令和9年度、令和10年度、令和11年度の計画や令和8年度の見込みで、先ほど森本課長からお話のあった令和10年度のトレンドと都合3年度のトレンドをミックスさせながら設定するという事は、僕はすごくいいなと思っています。

ただ、やはり子ども・子育て会議などほかの会議でも数字が出てきますし、行政から出てくる数字が悪いと言っているわけではなくて、この数字はすごく大切だと思うのですけれども、現場で起きていることを捉えると、那須委員や原田委員からの話もそうですが、どうしてもトレンドプラスアルファの思いというところを載せてほしいなと思うのです。

いわゆる統計的にエビデンスのあるような形で説明がつくプラスアルファは難しいと思うのです。その思いは20%上乗せだよねなどは、バナナ売りではないので、難しいとは思いますが、例え、さっきの高次脳機能障がい研修の話もそうですが、令和9年度の1回というのは、僕は、菊田課長がお話のとおり、そうだなと思うのですけれども、令和10年度、令和11年度も1回なのか、やはり増やしたほうがいいのではないかなとなったときに、思いとして、それでは2回にしておこうかという議論があってもいいのかなと思うのです。

その議論をやるととても細かいので、大変なことになって運営ができないというのは十二分に承知をしていますし、また、全然けちをつけることではなくて、数字はすごく大事なと思いますが、トレンドプラスアルファの何かがあったらいいなと思ったので、発言させていただきました。

○事務局（菅野企画調整担当課長） 先ほど来、お話のあるとおり、計画とはというところと言うと、やはり目標的な希望も大いにあると思いますが、一旦の考え方としては、現状の利用実績に基づいての分析ということで、現実の数字に基づくどのぐらいの数字になるか、例えば、それは今後の財政状況にも大きく影響するものでありますから、そういった予測を立てるという意味での計画である部分もあります。

また、おっしゃるとおり、場合によっては、気持ちを乗せてもいいのではないかなという部分もあるので、そこがいろいろな方の思いでどういう数値にしていくのかはあるかと思うので、どのような数字が適切かということも引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 資料3-2の39ページの一番下、217番の発達障がいに関するアートの作品展が削除になりました。これは受け止めておりますが、発達障がいだけでなく、いろいろな障がいのある方でも、その作品やアートなどに大変才能を発揮されたり、趣味でやっていらっしゃる方が多いので、皆さんに見てもらう機会があったらいいなとは思っているのですが、その辺の計画というのはあるのでしょうか。

○事務局（菅野企画調整担当課長） カラフルブレインの取組は、具体的な会議体で何をするかということを決めている中で、今後、イベントとしては見直そうという話があったものですから、項目としては削除しております。全体的な普及啓発というところでは、もちろん引き続き取り組んでいくという考えは変わりありませんので、よろしくお願いいたします。

○長田委員 発達障がいに特化しているだけでなく、全般の皆さんが発表する場というか、そういうチャンスがあればいいなと思っています。

○事務局（菅野企画調整担当課長） そういった取組が進められるように検討してまいりたいと考えております。

○浅香部会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香部会長 それでは、ないようですので、本日も本当に多くのご意見をいただきまして、ありがとうございました。

本日の議題は、これにて終了とさせていただきたいと思います。

最期に、事務局から何かございませんか。

○事務局（森本自立支援担当課長） せっかくですから、私からぜひ委員の皆さん方の意見を伺いたいことが1点あります。

資料3-2の19ページの102番をご覧ください。

5の自立・相談の支援、取組として「事業所の質の向上」とございます。実は、これは前回のプランから新規で入っていて、これを使って、例えば、先ほど話にあった就労選択支援、札幌市独自の上乗せ基準を他の自治体の例にはほとんどないような取組として設けたものも、この「事業所の質の向上」を計画に入れていたからこそできたものになります。

私たちは、ここを非常に重要だと思っていて、今回も継続で、書きぶりも、さらなる質の向上を図るための取組を進めていくということで、この102番は、法改正や地域のニーズ等を踏まえて、障がい福祉サービスの指定の仕組み、ここにある条件づけ指定とは、例えば、医ケアや重症心身障がい児、強度行動障がいを受け入れるのだったら指定してもいいというものになります。そして、いわゆる総量規制は、令和8年1月から導入した就労継続支援B型の新規

指定の一時停止などを指します。それらを適切に運用・推進することで、この地域の実情に即した質の高いサービス提供体制の確保に努める趣旨で入れています。非常に重要な項目ですから、私から補足をさせていただきました。

この観点でいうと、就労継続支援B型の取組、就労選択支援の上乗せ基準、そして、令和7年度から開始している児童発達支援、放課後等デイサービスの選定制度が該当になります。その他、ここで書いてある法改正というのは、共同生活援助をどうするかということを考えていかなければならないのです。

第1回の部会で相談支援部会から提言をいただいた中では、居住系サービスで特定の要因、行動障がい、医療的ケア、重度身体障がい、自傷、触法、てんかん、アレルギーがあると顕著に受入先が少なくなるということがありました。そのほか、療育手帳を持っている方々や精神障がいの手帳を持っている方々の実態、例えば、共同生活援助の実態はどのようになっているのか、皆さんが不足しているというような認識でいらっしゃるのかをぜひ教えていただきたいと思っています。

まず那須委員にお聞きしたいのですが、例えば療育手帳で軽度の知的障がいだと入っているのかなと思いつつも、手をつなぐ育成会では、軽度の方でも受入先で困る例があるという意見があると聞いています。実際、知的障がいの方々の世界で、共同生活援助はどんな状態に見えているのか、あわせて、精神障がいの関連であれば、ぜひ皆様方から見える共同生活援助の現場の実態、足りているのか、足りていないのか、どういう困り感をしているのか、例えば、株式などの民間営利法人の参入が増えていて、実際はどうなっているのかということを、時間が限られた中で申し訳ありませんが、ご教示いただけたらと思いました。

○那須委員 実際、私の息子もグループホームに入っています。探したのはもう7年前なのですけれども、一応、Bバーで、支援区分4で、かなりこだわりが強いのですが、自分で言葉が出るし、何をしてほしいということは言えているので、どう支援していいかが割と分かりやすいタイプとは言われています。

それでも、やはり親が心配なのは、夜間の支援です。グループホームを探しにいったとき、夜間の支援は、何かあったら電話をいただければ15分以内に到着できますという事業所がすごく多かったのです。ただ、親としては、夜間に何かあったときに、電話をここにかけようなどと頭が回らないから障がいがあると認識しているので、何かあったときに事業所の中で扉をたたけば誰かがいてくれるという状態だったら、本人へ対応ができると思ったので、やはり夜間支援のあるところと思って探しました。そうすると、かなり少なくなりました。

それで、実際、夜間支援は、在住はしていないけれども、連絡をいただければというところで息子の状態を話していると、うちはちょっと無理かなというニュアンスの話をされたので、ここは違うなという感じだったのです。結局、入れたところは、夜間支援がしっかりしていて、支援区分が私の子よりも上のお子さんもういらっしゃるし、当然、薬も出してくれるし、お風呂の介助もすると言っていましたし、歯磨きの仕上げもしてくれたり、部屋が片づいていなければ毎日お掃除に入ってくれるなど、そういう居宅介護も完璧にしていだけるというところでした。

知的障がいの親にしてみたら、やはりそういうところを望んでしまうのです。1人で何もできないということはないのですけれども、できることが限られていますし、あとは、できることがあったとしても、ちゃんと助言をしてくれるようなところを望むのですが、そこまでやってくれるグループホームはなかなかないのかなと思います。昼間に重度の人たちが行っている事業所がグループホームをつくとなれば多分入れるのでしょうけれども、そこはやはりその事業所で固めてしまうので、違う小さな事業所に行っている私たちが入る隙間がなかなかないというのがあります。

ですから、今、私たち同じ仲間のお母さんたちでも、もう子どもが40歳、50歳近くになっているけれども、夜間まで支援してくれるところがなかなかないとなったときに、もう諦めているのかなという雰囲気が出てきていて、思い切ってぱんと入れているのは、子どもがまだ20歳前半ぐらいの私たちぐらいのお母さんが結構多いのです。あとは、親が亡くなってからとなってきたので、実際はそんな感じだと思います。

ですから、すごく空いているのは知っているのですけれども、多分、親が入れたいと思う施

設ではないということだと思います。

○事務局（森本自立支援担当課長） サービス量としてはあるのだけれども、使うという決断が保護者としてなかなかできないようなところが空いているということですか。

○那須委員 自分で意思を持って助けてと言えないということですね。

○事務局（森本自立支援担当課長） ちなみに、那須委員が使われたところの運営法人は何ですか。

○那須委員 株式会社です。

○事務局（森本自立支援担当課長） 株式でもしっかりやっているところもちろんあるということですね。

○那須委員 最初に立ち上げた管理者の方は、老舗のきちんとした福祉のところを辞めてグループホームをやっていた方だったので、とてもラッキーでした。

○事務局（森本自立支援担当課長） 行き着くところは、人の部分も大きいのですね。

ほかにいらっしゃいませんか。

○原田委員 私は知的障がいを持っていますが、今、通っている事業所が遠いのです。近くに住みたくても住めない。どうしてかなという、やはり障がいがあるから貸してもらえないのかなと思いました。

通っている作業所の仲間も、一回、グループホームに入ったのですが、出ていけと言われて別のグループホームに行ったり、みんなの会の中にも、病気と障がいを持っていて、グループホームを探しているのですが、なかなか見つからないから親と住んでいるのです。

グループホームでも入れるところと入れないところがあるから、やはり探してもなかなか見つからないということもあって、理解できる人と、理解してもらえるのか、何かあったときにちゃんと対応してくれるのかなと仲間もそういう心配があると思うし、親もそうだと思うし、でも、親がいるから安心しているのでないかなと思うのですよね。

でも、私は親もいません。頼りたくても親はいません。結局は、何をするにも、通っている事業所に相談したり、相談支援事業所を使って相談していますけれども、障がいがある人たちには、そういう相談するところがあったとして、いざ相談したいと思っても、すぐに出ない。やはり、一回会っても言えない。何回も会って決められるなら決めたい人もいるし、やはりなかなかうまくこっちの気持ちが相手に伝わらない。伝わらないとまた何回も話に行かなければならない。そうすると、相手に嫌な顔をされたら、結局、言えないままになってしまい、自分もそうなのですが、やはり最初に会った人には、自分がこういうことに困っていますと言えるかといったら、なかなか言えないのです。何回も顔合せをして、やっと自分の気持ちをうまく伝えられることが多かったのですが、それもなかなかうまく伝わらない仲間たちもいるということも分かってほしいです。

○事務局（森本自立支援担当課長） 今、国のほうも、ようやくグループホームの管理者に経験年数要件を設けようという議論もしていますし、研修の受講を義務づけるという話も出てきているところですから、国としてもグループホームの質を高めていく、しっかり寄り添って相談に乗れるようなグループホームを増やしていきたいと思っているとは思っているのですが、まだまだ質の低いところやばらつきがあるのかなということで、今お話を伺わせていただきました。

ほかにいらっしゃいませんか。

○那須委員 原田委員から遠くてという話を聞いて思い出したのですが、割とグループホームに入れることを諦めたというお母さんで、いいグループホームはあったのだけれども、今落ち着いて昼間に行っている事業所に送迎してもらえないので、諦めたという方が結構多かったです。事業所もやはり余力がないので、送迎に来てくれる範囲がかなり狭くて、こちらまで来てくれなくてということがありました。

○事務局（森本自立支援担当課長） 分かりました。

もしかしたら、区ごとでのグループホームの数の違いなどがありますよね。ですから、10区のどこに住んでいても、できるだけ便のいいところでグループホームといったことも考えていかなければならないのかもしれないかもしれません。

○那須委員 今の話は、南区のお母さんたちです。

○事務局（森本自立支援担当課長） やはり、そうですね。

我々も資源の偏在なども少し念頭に置いて制度を考えていかないとならないということに気づくことができました。ありがとうございます。

もしほかに何かあればぜひお願いします。

○高杉委員 精神障がいという部分で見えていきますと、やはり家族会の方々のお話を伺っていると、どうしても精神疾患に対する理解が低いグループホームが多いです。

グループホームの数だけで見ていくと、たしか6月末の時点で1,209件だったと思うので、見込み量に対して数はかなり充足しているという見方ができると思うのですが、やはり今おっしゃられたように、本当に質というか、人の部分だと思うのですけれども、問題があるところが多いです。

ただ、これは、反面、事業者側であるグループホームから話を聞いていくと、やはり報酬の構造的な部分でも問題が出てきているのだろうということです。前々回の報酬改定だったと思いますが、例えば共同生活援助事業所でいいますと、夜間支援体制の加算について、たしか三つの類型がありましたよね。多分、さっきおっしゃられていた電話で対応というのが宿直になると思うのです。ちゃんと夜間スタッフを配置するという加算の類型もあるのですが、たしか、前々回の報酬改定でその部分が大幅に削られたのです。ですから、最低賃金から追っていきますと、1勤務の夜間支援員の人件費が経費を合わせるとマイナスになってくるケースも出てくるのです。ですから、本来であれば、グループホームにスタッフをしっかり配置しておきたいのだけれども、報酬が追いついていないので置けないというところで、夜間支援員を廃止したところもかなりありました。

基本的な部分で、日中の世話人、サービス管理責任者は賃金が上昇しています。本来であれば、正社員を雇用して、しっかり教育をしてというところが理想だと思うのですが、どうしても報酬の部分が薄くなってきているので、短時間のパートで切り張りしていかなければいけなかったり、質を追求していかなければいけないのだけれども、反面、そういった構造的な問題も出てきているのだろうということです。ですから、これは両面を見ていかなければ、なかなか質の上昇はしていけないと私は見えています。

一つは、総量規制ということで、全体の予算のパイを一回止めるということのも確かに手だと思いますけれども、現場の努力あるいは企業努力だけでは、質がなかなか担保できない状況にもなっているのかなと思います。特に、正当に運営しているところが苦しんでいる印象です。

私も家族会の方のグループホーム探しを今も2件ぐらい抱えて動いていますけれども、やはり自信を持って紹介できるところがなかなか少ないというのが現状かと思います。構造自体が非常に難しくなっているという印象を受けています。

○事務局（森本自立支援担当課長） ありがとうございます。大変参考になりました。

最近、アパートの空室を利用したサテライト型というグループホームがありますが、それについては、何か皆様方の現場から見えている課題などはありますか。

○高杉委員 特段ないです。

○事務局（森本自立支援担当課長） 分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（森本自立支援担当課長） 大変参考になりました。

皆様方のご意見を踏まえながら、やはり住まいの場になるので、単純に止めるというよりは、少し積極的に受け入れていただきたいような切実なニーズを抱えている方についての条件を付した指定などという手法のほうがいいのかなど、引き続き我々も検討していきたいと思います。

皆様方にご議論いただいた重点取組に基づいて進めていきたいと思いますので、お気づきの点等があれば、引き続きご意見をお聞かせいただけたらと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○浅香部会長 それでは、事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（菅野企画調整担当課長） 本来予定していない項目まで議論していただきまして、ありがとうございました。本当にたくさんの項目がある中で、活発なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

本日の会議は、これにて終了させていただきたいと思いますが、次回の第3回計画検討部会では、ご案内しているとおり、8月12日水曜日を予定させていただいております。次回の部会では、計画の素案ということで一度形にしたものをお示ししたいと考えております。本日の内容でもまだ調整中となっている部分もありますので、そういったものも踏まえてご提示させていただきたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、令和8年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会を終了させていただきます。

長丁場にわたり、どうもありがとうございました。

以 上